

官民競争入札等監理小委員会
第148回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第148回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年12月17日（水）13:59～15:35

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務
- 文化庁メディア芸術祭の企画・運営
- 薬物乱用防止啓発訪問事業
- 産業財産権研究推進事業
- 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等
- 港湾、空港における発注者支援業務
- 日雇労働者等技能講習事業
- 若年者地域連携事業
- 外国人就労・定着支援研修事業

3. 事業の評価（案）について

- 農林水産省行政情報システムの運用管理業務

4. 平成26年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況について【非公開】

5. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について【非公開】

6. 閉会

○樫谷委員長 予定の若干前でございますが、おそろいになりましたので、第148回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりですけれども、議題4及び5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開としまして、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、9件の実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

まずは、4件の実施要項（案）について事務局から報告をお願いしたいと思います。

○金子参事官 それでは、御説明をいたします。

最初の4件につきましては、稲生主査のもとでの入札小委での御議論をお願いしたものでございますけれども、稲生先生は本日御欠席ということですので、事務局からかわりに御説明をしたいと思います。

まず最初の案件でございますけれども、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務」というものでございます。これはテーマごとに4つに分けて入札をするということで、それぞれ実施要項をつくっておりますので大部になっておりますけれども、業務内容としては基本的に一緒のものでございますので、最初のものを中心に御説明したいと思います。

業務内容としては、まず、資料1-1-1の次のページに縦長の概要図を用意してございます。こちらをごらんいただきたいのですが、文部科学省の下に書いてございます受託機関というのがこの業務を行う民間事業者を想定しているもので、その左にございます事業実施者というのは、研究を行っていただく大学等の機関を想定しているものでございます。この事業は、この研究における事務局的な機能を行っていただくというのが一言で言えば業務内容でございます。具体的には、発注者である文部科学省と相談をしながら、その年の募集テーマを決定し、そのテーマに基づいて実際に研究を行っていただく大学等の研究者の方を公募し、それを審査してどの方に研究をお願いするかを決定し、実際の研究が始まりますと、その研究の進捗管理を行った上で、報告書の取りまとめやその内容の評価について行っていただくといった内容をお願いするということでございます。

これについては、特定の独法さんが1者で継続的に受注しておるということで我々の案件になったものでございまして、今回初めて新規で市場化テスト、民間競争入札を行おうというものでございます。

この実施要項に基づいて入札小委でどのような議論をしたかということについて、資料1-1-1に戻っていただきたいわけなのですが、大きく言うと2点ほどございまして、1つは「1. 対象公共サービスの詳細な内容について」というところでございます。従来の実施方法として、アナリストの方が何人で担当していたとか、その方々の分担であるとか業務日数について情報を開示しているわけでございますけれども、必ずしもそのとおりに次期の事業者さんにやっていただく必要はなくて、提案や創意工夫に基づいて変更

はもちろん可能ということでございますので、それが明確にわかるように明記していただいたというのが1点目のポイント。

2つ目のポイントは、情報の開示のところでございますけれども、業務内容と業務区分ごとの経費の内訳というのが必ずしも十分に当初の案では開示されてございませんでしたので、情報開示の内容を具体化いただいたというところが入札小委での議論になったポイントということでございます。

次に、資料1-1-2でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、別テーマに基づいて、先ほどのものが科学技術イノベーションに関する研究のものでございましたが、これはテーマが異なっておりまして、原子力関係のものについて同じように研究の事務局をやっていただくという内容でございます。

これについてもどのような議論をしたかというのをそちらにまとめてございますけれども、やはりこれについても大きく2点ほどございまして、1つは、入札における総合評価における評価の項目でございます。従来の当初の案では、類似調査の実績というのを比較的強く総合評価で評価することになっておりましたけれども、そうしますと、やはり既存の事業者さんが有利になってしまうということで、実績ではなくて十分な実施体制を組んでいただくということの評価していただくようお願いしたというのが1点。

もう一つは、「その他」のところでございます内容でございますけれども、大学等で実際の研究に使っていただく費用と事務局が使う経費の割合を確認したいということで質問がございまして、研究に用いる研究費の大体1割ぐらいということでございましたので、そんなに事務局の機能のためにお金を使っているわけではないことを確認した上で、入札小委での議論を終えたということでございます。

あと残り2点についても、原子力関係の議論で別の、先ほどは一般会計のものでございましたけれども、エネルギー特別会計で行うものでありますとか、最後の4件目については、情報通信技術に関する研究について同じような議論をしたということでございます。説明については省略をさせていただきます。

次に、2件目の実施要項に移らせていただきたいと思いますけれども、「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」業務というものでございます。業務の内容としては、芸術祭、アート、エンターテインメント、アニメーション、漫画の4部門に関する芸術祭でございますが、それに出品していただく作品を公募していただいて、それを審査の上、入選作を選定していただく。加えて、入選作を作品展という形で展示するとか、あるいは関連のシンポジウム、ワークショップ等も開催していただくという一連の芸術祭の業務を企画し、運営していただくというのが業務の内容となっております。

こちらにつきましても、特定の財団がほぼ継続的に受注しているというのが理由となりまして、今回新たに我々の案件となったものでございます。ただ、これは過去の経緯を聞いてみますと、過去は企画競争でやっていた時代もあったということでございますけれども、2者応募があって、現在の財団さん以外の事業者さんがこれを受注されたこともある

ということですので、業務の内容として複数応札が可能な業務であるという説明を発注者である文化庁さんから受けております。

これに基づいてどのような議論をしたかというのが資料2-1でございますけれども、これにつきましても議論としては大きく2つのポイントがあったということでございます。

まず1つ目、質の設定ということでございますけれども、目標の設定の仕方の中で曖昧な表現、例えば約何%とか、そのような設定をしているものがございました。そうしますと、評価のときにこれが達成できているのかどうかという評価が難しくなってしまうということで、これを明確に、約を取った形で目標を設定したほうがいいのではないかとというのがポイントの1点。

それと、質の設定の根拠が曖昧であるものもありましたので、例えば過去の実績の平均値ということであれば、そういった設定の根拠についてもあわせて開示いただければ、新たにこれを受注しようと思われる方がそんなに無理な目標ではないということで安心して応募いただけるということで、それについてもあわせて明示していただくことをお願いしたということでございます。

2番目の情報の開示につきましては、これも従来の実施経費のところでございますけれども、雑役務費とくくられているものが事業費全体の6割を占めておるということでございまして、さすがにその内訳がわからないと情報開示として不十分ではないかということで、内訳を明示いただいたということでございます。

3件目の実施要項に移らせていただきたいわけでございますけれども、これは厚生労働省さんの「薬物乱用防止啓発訪問事業」でございます。

業務概要は、小中高生を中心に若い世代の方に対して薬物の危険性等の正しい知識を普及させるというのが業務の内容でございます。内容としては主に訪問事業がございすけれども、実際に学校等に専門家を派遣していただいて、教材に基づいて講義をいただくでありますとか、あるいは教材を貸し出すことによって同様に、研究機関等で講師派遣をしない場合にも同じように啓発の活動を行っていただけるようにするということが1点。

2つ目に「情報発信事業」と書いてございますけれども、ウェブサイトであるとかフェイスブック、ツイッター等で関連する情報を発信していただくことをお願いするというのが2点目の事業内容ということになります。

これにつきましても、特定の財団が1者応札のような形で継続受注しているということで、今回、新規で我々の案件として上がってきたものでございますけれども、実際にこれが選定された後に発注者である厚労省さんのほうで取り組みがなされておまして、例えば、特定の者がずっと継続的に受注している要因として厚労省さんが考えられたのが、キャラバンカーを使って啓発活動をするという業務が従来含まれておったということなのですけれども、そうしますと、新たにこれに参入しようとする相応の初期投資がかかるということになりますし、加えてこのキャラバンカーが随分老朽化しているということもあったということでございまして、この業務は業務の対象から外し、業務を廃止したという

ような見直しをしたと聞いております。その結果、直近26年の入札においては事業者の交代があったという説明を受けております。

そういった見直しに加えて、今回、市場化テストを行うに当たっては、従来、単年度の事業として行っていたものを複数年化、5カ年の事業として行いたいという見直しを行った上で我々の議論に持ち込まれております。

入札小委での議論の内容としては、3-1にございますように、これについても大きく言うと2点ほどございました。1つは「確保すべきサービスの質について」でございますけれども、先ほど、ツイッター、フェイスブック等でも情報発信をするということで申し上げましたが、質の設定として、そのフォロワー数であるとか閲覧者の数について目標を設定するというところでございましたが、これが昨年の実績に比してちょっと低い目標であったということでございましたので、実績を踏まえて目標を上方に修正していただいたというのが1点。

2点目の情報開示については、先ほども類似のものがございましたけれども、その他の項目が多いということなので、内訳を詳細に開示していただくようお願いしたというのが入札小委での議論でございました。

次の4件目の実施要項の説明に移らせていただきます。「産業財産権研究推進事業」、特許庁の事業でございます。

業務概要については、これも一言で言えば一番最初の案件と同じで、研究の事務局的な機能をお願いするというものでございます。具体的には、産業財産権に関する研究者というのがまだまだ我が国では少ないという背景がありますので、そういった研究者の方を育成するというところでありますとか、あとはその研究成果を用いて知的財産制度の改善点を考えていきたいという目的でこの事業を行うわけでございますけれども、具体的にこういった研究をする研究者の方を募っていただきまして、それで研究者として選定された方を海外の研究機関に派遣をしたり、あるいは外国の研究者を国内に招聘するという形で研究を行っていただき、その進捗管理を行った上で研究成果を取りまとめ、報告会等を行っていただくというのが事業の内容でございます。

この研究については、研究者の選定から実際の報告書を取りまとめていただくまで3カ年にわたって研究を行っていただくということになりますけれども、事務局としては毎年度、26年度開始事業分について入札をし、翌年については27年度の事業開始分の事務局の機能ということで入札をしということで、毎年入札を行っているというものでございます。

この事業については、今回の27年度の開始事業分の入札が2回目の市場化テストということでございますが、前回1期目の入札においては、後ほど申し上げるのですけれども、入札の公告のスケジュールがちょっとおくれたということもございまして、残念ながら1者応札になったということでございました。

これに基づいてどういった議論を入札小委で行ったかということについて、資料4-1に基づいて御説明をいたします。

最初のポイント、【論点①】と書いているところでございますけれども、質の目標の設定に関するものでございます。先ほど申し上げたように、研究を行っていただくという業務内容でございますので、研究の質について、例えば研究報告会の聴衆等の方にアンケートをとって、この研究が有益だったかどうかというアンケートをして、有益と答えた人の割合とかが目標になっているということでございますけれども、もっと直接的に、例えば査読つき論文の投稿数とか、そういったような目標等を立てることができないかというのがまず議論の1つ目のポイントであったということでございます。

これについては、実際に評価を行う時点というのは事業実施途上であるということがありますので、その段階ではなかなか査読つき論文の投稿まで至っていないケースというのは当然想定されるということで、直ちにこれを目標として設定するのは難しいかなということでありました。ただ、研究成果の報告会であるとか、研究成果の報告書の送付先等の意見をきめ細かく酌み取っていただくという運用で質を適正に評価いただくようお願いしたというのが議論の1つ目のポイントでございました。

2つ目のポイント、【論点②】というところでございますけれども、海外に派遣する研究者の進捗管理の頻度について、今回、従来の1カ月に1回から2カ月に1回に頻度を少なくしたという変更を加えておりますが、それで業務の質に問題がないかという議論も行ったということでございます。

これについては、パブリックコメント等でも同じような意見が出ておまして、1カ月に1回というのは非常に事業者にとって負担になるということと、これを2カ月に1回という形で頻度を少なくしたとしても業務内容に全く影響はないということを確認できたということで、これについても問題ないという判断をしたということでございます。

【論点③】と【論点④】については、先ほど申し上げた1者応札に関するところでございます。まず、1者応札になった要因として、発注者である特許庁さんがどのように考えておられるかというのが【論点③】のところでございますけれども、前回については、実は予算の査定を踏まえて入札小委での議論をやり直すということもありまして、入札公告のタイミングが随分遅くなってしまったというのが背景でございます。その結果、準備が十分にできなかったというのが1者応札になった原因ではないかという分析でございまして、今回については、予算の越年編成と言われておりますけれども、政府予算案が確定した段階で速やかに入札をしていただくことによって、現行の実施要項（案）では公告のタイミングを1月下旬としてございますけれども、1月下旬から提案書の締め切り3月上旬まで大体一月半ぐらい今回とれるという見込みでございますので、これによって新規の方でも無理なく準備をいただけるということが期待できるのではないかとございまして、

【論点④】のところでございますのは、その他に競争性を改善するための取り組みを何かされたかということでございまして、裏に移ってきてきますと、例えばこの事業が応札可能と思われる研究者を抱えている専門職大学院であるとか、そういったところに幅広く声をかけたいということと言われておりました。

加えて、2. のところでございますけれども、パブリックコメントを踏まえて必要な修正を行ったということでございまして、1つだけ紹介しますと、事業開始後に再委託の必要というのが判明して、それで発注者に再委託の申請をした場合の承認基準が不明確であるということでございます。

これについては、現行の事業者さんは当然どういう承認基準かというのがわかっていまずので、場合によっては入札の提案書の段階で十分な調整ができなくても、開始後に承認申請を求めればいいやということで、必ずしも再委託先が確定していない形でも技術提案ができるのに対して、新規の事業者さんはそういった承認基準がわからないので、それによって新規の方と現行の事業者のハードルの差ができてしまわないかというのが問題点ということでございます。これについては、発注者としては、入札説明書に提示をするということで、そういった差が生じないような対応を今回行うということでございました。

ちょっと説明が長くなってしまいました。今回、案件が多くございますので、今まで御説明した4件について、まず御審議をいただければと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの4件につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

わかりました。ありがとうございます。

続きます。2件の実施要項（案）につきまして、石堂主査から御報告をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○石堂主査 それでは、私のほうから2件、御報告させていただきます。

まず最初に、「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」ということでございます。これにつきましては、資料5-1から始まりますけれども、参考資料2というカラーのものがございまして、これをごらんいただきたいと思います。

ごらんいただけますように、発注者支援業務、積算なり技術審査なり工事監督なりということでございますし、また、公物管理補助業務ということで、河川の巡視とか、そこにごらんいただけますようにダムとかさまざまなものが含まれております。さらに、用地補償総合技術業務ということで、デスクワークから現場に行く仕事まで非常に広範囲の契約内容を含んだ、そのトータルできょう本日御審議いただくという形になっております。

御記憶されている方も多いと思いますけれども、この件につきましては、前回、民間競争入札を導入するときには例の公共法人改革という動きと絡みまして、国土交通大臣が公共法人改革ということでこの発注者支援業務を行ってきた組織についての改編を急がせるという動きと我々の市場化テストの動きが非常に微妙に絡み合う形で、その調整に時間を要したところでございました。

ともかく業務を民間に押し出すというところまではやったのですが、その評価におきまして、やはりまだ競争原理がうまく機能していないのではないかという指摘もございまし

て、国土交通省さんのほうで広範囲に業者さんからアンケートをとりまして、より参加しやすいスタイルを求めたという、その結果を反映した実施要項（案）として今回提出されたということでございます。

どういうところが改善されたかということにつきまして、資料5-1に戻っていただきたいと思います。先ほど申し上げましたような経緯がございますので、基本的にはより業者さんが参加しやすいようにするにはどうしたらいいかということで、一貫性のある改正内容になっているかなと思います。

まず、「1. 事業の評価を踏まえた対応について」ということでありますけれども、「業務実績要件の緩和」、これは全業務に共通いたしておりますけれども、これまで実績要件、実績として認めるのを過去10年以内にこういう実績があったらという書き方をしておったのですが、これを15年に延長するというので、かなり古いものについても実績として認めることにしたということでございます。

その次に「総合評価における実績評価の見直し」ということですが、積算、それから工事監督、技術審査に関しまして、類似業務、同種業務、似たような言葉ではありますけれども、類似業務のほうがちよっと緩いといいますか、ここにありますように地方公共団体が発注した発注支援業務をどう見るかということで、これをこれまでの同種業務同様に実績として認めるということで、ここでも条件の緩和をしたということでございます。

3つ目の○が「資格要件の緩和」ということでありまして、これは各業務で微妙に違うところもあるのですが、まず《積算技術業務、技術審査業務》につきましては、1つの履行場所において、同一技術職種を複数名配置する場合には、1名だけは資格要件のない人を配置してもよろしいことにしようということでございます。これは下のほうの道路許認可のところにも同様の趣旨の改正が入っております。その下の用地補償のところにも同様のものがありまして、要するに一種のオン・ザ・ジョブ・トレーニングみたいな形になりますけれども、有資格者が資格のない人間を指導しながら仕事をしていくという体制で認めてほしいということを今回取り入れたということでございます。

ただ、これは裏面に「実施要項（案）全般の審議について」というところがございまして、実は国交省さんが出してきた案では、資格要件を満たさない者というのについて、同一技術職種にある者という要件がついておりました。ただ、この要件が具体的に何を指すかということが小委員会でもかなり議論になりましたが、なかなか定めがたい。例えばここに土木・電気・機械とありますけれども、土木課なら土木課というところに所属しているということが要件としても、ほんの1週間前にそこに配属になった人はどうするのだとか、いろいろ議論がありまして、これはちょっと再検討をお願いしました。

結果としては、有資格者以外の1名というものは、いわば要件は問わないと。要するに、受注した側が責任を持ってこの人をくっつけてくるというのであれば、それを認めるという形で落ちついたところでございます。

また5-1に戻ってもらいますが、2つ目の《ダム管理支援業務》につきましては、こ

れも資格要件を新たに1つ加えたという緩和を行いました。それから、道路のところは先ほど御説明したとおりであります、用地の2番目のポツでありますけれども、これも公共用地交渉等の7年以上の実務経験、5年以上の指導監督的実務経験と言っていたのを、それぞれ2年ずつ短縮して5年または3年でいいですよという形に緩和したということでございます。

最後、同じようなことでございますけれども、補償業務全般に関する指導監督的実務経験につきましても7年、20年となっていたのを、それぞれ5年、10年に緩和したという内容になっております。

裏面ですけれども、パブリックコメントでたくさん意見が寄せられました。20社71件という意見が寄せられまして、これを踏まえまして、主に3点修正を行いました。

その1つは、担当技術者の実務経験において、複数年契約の場合であっても、業務が完了していない場合でも1年以上の従事経験があれば実務経験として認める。これは、これまでは1つの契約を完了していなければだめだということでありましたので、実際には1年契約であれば1年たつとオーケーだが、3年契約は3年たつまでだめだという仕組みになっていたわけですが、これを複数年契約であっても1年終わった時点でよろしいのではないかというコメントでございます。これについては今回、認めることにしたのですが、実はやはり契約完了を要件としてきたということについては一つの理屈がございまして、契約が完了すると発注者の側がそれを評価するのですね。それで大丈夫だったというのがあって初めて実務経験として認めてきたという経緯があります。これはちょっと難しいところなのですが、実はこれまでの評価で、この部分がだめだったというケースはごくごくまれにしかないということがありまして、これは無事に1年経過していればいいということにしようということにいたしました。

2番目は、技術者確保への配慮の観点から、担当技術者については、契約締結後に資格の有無を確認するものとする。要するに、前もって技術者を用意していなければだめですよという業者さんにとって非常に厳しい部分があるので、契約のときにそれなりの人間を配置できればよいと緩和したということでございます。

最後は、ダム管理に限定されたものなのでございますけれども、総合評価の価格点、お値段のほうを30点満点から、業務発注担当部署の体制が整っていると判断できる場合には60点にして、価格競争の部分強化しようということにいたしました。これは、たくさんいろいろな業務があるということを冒頭に申し上げましたが、ダムについては法令規則等が非常に細かく決まっております、業者さんの創意工夫といった部分は非常に限られるという実情があるということで、そういうところから価格のほうに重点を置くために、こういう改正をしたということでございます。

「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」についてはそのような経緯で、このような形でやらせていただきたいということでございます。

次に、「港湾、空港における発注者支援業務」でございますが、発注者支援業務が2つ

に分かれているわけですが、国土交通省が従来の運輸省と建設省に分かれていたということでありまして、こちらは道路と港湾と空港における発注者支援業務ということでございます。

こちら参考資料2というものがございまして、そちらにどういう業務かということがございます。こちら発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務ということで、先程ほど件数、金額は大きくありませんけれども、こちらかなり広範な内容を含んだ業務ということでございます。こちら経緯としては同じようなことでありまして、今回、より業者さんの参加を促すために幾つかの改善を加えるということで、アンケートの結果を踏まえて、資料6-1になりますけれども、こちらにその結果が表示されてございます。

まず、「業務実績要件の緩和」ということで、これは先程と全く同様でありまして、企業、また管理技術者に求める実績要件の期間を過去10年としておったのを15年に延長して、古いものでも実績と認めるということでありまして。

「資格要件の緩和」も同じでございまして、1つの履行箇所において同一技術職種を数名配置する場合は、1名のみ資格要件を満たさなくてもよいことにするというでございまして。

パブリックコメントは特に意見がなかったということなのですが、この同一業者のところは、先程の道路と同じように、資格を満たさない者の職種を明確にできないので同要件を削除するというで、有資格者以外は業者さんの責任でどなたでもいいという形にしたということでございます。

次でございますけれども、複数年契約の場合に業務完了していない場合でも、1年以上の従事期間があれば実務経験として認める、これも先程と全く同じであります。ただ、これは実は、小委員会ではこちらの件名を先に審議した関係がございまして、この話は実は小委員会では出なかったのですけれども、後から来た件名でこれを認めましたので、同じ国土交通省の案件ということで再検討をお願いいたしまして、この要件を加えることにしたものでございます。

最後は、共同体での参加を認めておるのでありますけれども、そのどういう区分でなら認められるのかというのが余りはっきりしないという指摘がございまして、これは実施要項（案）の、52ページにその部分がございますが、別紙-4というところで「発注者支援業務における設計共同体として認める業務の区分」というものが示されておまして、基本的にはこの区分を尊重してジョイントを組んでくださいということを明示したということでございます。

パブコメはなかったということございまして、こちらの審議内容については以上でございます。

私からの報告は以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、3件の実施要項（案）につきまして、尾花主査からよろしくお願いたします。

○尾花主査 それでは、御説明いたします。

3件はいずれも就職支援業務で、それぞれ対象を日雇労働者、若年者、外国人としているものでございます。

まず最初の資料7-1をごらんください。こちらは「日雇労働者等技能講習事業」で、本年までは企画競争として実施されてきていましたが、平成27年度から1年間を契約期間として民間競争入札を実施することとされています。この事業の概要を御説明します。

資料7とあります横書きの紙をごらんくださいませ。この事業は、対象として日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者に対して、地域としては東京、神奈川、愛知、大阪、福岡で、東京、大阪はそれぞれ2地区に分かれております。そちらの地域にいるそれらの方々に対して、フォークリフト、クレーン、車両系建設機械、高所作業車、玉掛等の講習を受けていただくような事業を民間受託者様にさせていただきたいという事業でございます。

これについて、初めての民間競争入札ということで、厚生労働省さんもグループでの参加を認めたり、入札のスケジュールを前倒ししたり、事業の引き継ぎを義務づけたり、過去の実績を多く開示したりと、多くの工夫をした実施要項を作成してくださっています。

資料7-1にお戻りください。その中、委員会では、できる限り多くの事業者に入札していただきたいという観点から審議をし、2点について改善をしていただきました。

まずは「サービスの質について」でございます。サービスの質は、受講者へのアンケートによる役立ち度のみを質と考えておられたようなのですが、この事業はできるだけ多くの方に受けていただくことが大切と考え、厚生労働省さんも講習受講者目標数を定めておられたことから、これもサービスの質に加えていただくことになりました。

さらに、多くの時間をとって審議いたしましたのは、委託費の定義及び支払い基準でした。この委託費が、どのようなものが委託費として認められるのか、どの場合に支払われるのかについて、やはり民間事業者にとって明確に書かれていないとなかなか入札しにくいということから、多くの委員から質問が出て、その結果、委託費用の定義については、人件費、管理費（消耗品費等）、事業費（講習受講費等）の費目ごとにどのような費用が委託事業に要した経費の対象になるかを明確に実施要項に書いていただき、さらに支払いに当たっては、厚生労働省が示している上限額の範囲内と、その他、経費は厚生労働省が適正と認めた金額をもって確定額とするというように明確にさせていただくことになりました。

以上が「日雇労働者等技能講習事業」についての審議の概要でございます。

続きまして、資料8-1をごらんください。「若年者地域連携事業」については、これ

も本年度までは企画競争として実施されてきましたが、平成27年度から3年間を契約期間として民間競争入札を実施することとされております。この事業の概要を御説明します。

これは、受託事業者様には、北海道、青森、東京、大阪、福岡、長崎、鹿児島 の7地区において、情報提供、適職診断、適正診断、カウンセリング、企業説明会、職場講習、職業紹介と、こういった支援メニューを都道府県が企画運営しているジョブカフェにおいて若者を対象にさせていただくことになっていきます。こちらにも初めての民間競争入札ということで、厚生労働省さんもグループでの参加を認めたり、入札スケジュールの前倒しをしたり、事業の引き継ぎを義務づけたりと多くの工夫をした実施要項を作成して下さっております。

資料8-1にお戻りください。委員会としては、主として3点について審議をして、実施要項の変更について協議の上、応諾していただいております。

まずは、その委託費の支払いに当たってということですが、質の基準が確保されていないときのみ改善指示を行い、改善されていない限り支払いはできないとされているのですが、質の基準としてはアンケートの結果ということしか書かれておらなかったのですが、アンケートの結果だけでは非常に委託費の支払いをしない場合が限定されていることから、委託費の支払い方法についてはアンケートの結果だけではなくて、予定していた支援者数、実施回数等を下回った場合に改善指導をして、それでもだめな場合に委託費の支払いが行われないような書き方に変えていただきました。

また、評価基準については、新たに参入する事業者にとっては評価基準についての具体的なイメージがなかなか難しいのではないかと考えたので、過去の提案書を参考資料として提示していただくよう対応をしていただくことになりました。

また、事業実績の評価項目で「類似する事業の実施経験が豊富である」となっていたのですが、豊富というのがどのような程度なのかよくわからなかったのですが、この点を具体的に記載すべきではないかという御提案があり、これについては【対応】の(2)にございますとおり「類似する事業の実施経験が過去5年以内にある(実施地域は問わない)」という形で修正していただきました。

また、従来の実施状況に関する開示の方法だったのですが、7都道府県についての開示のレベルがちょっと違ったので、それについてあわせて、さらに詳細に開示をしていただくことになりました。

以上が「若年者地域連携事業」でございます。

続きまして、資料9-1をごらんください。「外国人就労・定着支援研修事業」でございます。これも平成27年から2年間を契約期間として民間競争入札を実施することとされていきます。こちらについても厚生労働省さんは初めての民間競争入札ということで、グループでの参加を認めたり等、入札のスケジュールを前倒ししたり等、たくさんの実施要項の工夫をしていただいております。

事業の概要を説明します。資料9をごらんください。こちらの支援研修事業の対象は、

真ん中にございます定住外国人でございます。事業の目的としましては、労働力人口が減少している中で、この定住外国人、日本で制限なく働くことが可能な外国の方にも就労していただくということを目的としております。受託事業者には、真ん中にございます「研修内容」と記載されているところでございますが、日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識、専門分野において使用する日本語の修得等の講習を実施していただくということが内容になっています。

資料9-1をごらんください。この委員会では、やはり新しい民間事業者にたくさん入札してもらうために、幾つかの実施要項の内容の修正をお願いいたしました。

まず、「本事業の概要について」というところですが、研修カリキュラムの分野別専門コースという内容だったのですが、厚生労働省さんに問い合わせてみますと、これは介護コースを想定していると明確におっしゃられたので、実施要項では介護コースを分野別専門コースとして明確に書いていただくことになりました。

また、2番目は「本事業の実施地域の追加について」ということで、実施地域につきましては、全国で71地域が現状ですが、76地域までの拡充を平成27年度、概算要求に盛り込んでいただいております。実施地域について、年度途中で追加があった場合には、予算制約があることから全体の業務量の中で調整するというのを厚生労働省さんでは考えておられるようだったのですが、その点が明確になっていないと民間事業者は入札が非常にしにくいのではないかとことから、対応としては、実施地域については、厚生労働省と相談の上、契約後に実施地域の変更を認めており、内容については、その書き方を修正していただきました。

「サービスの質として設定した年間受講者目標数について」ですが、これをサービスの質として年間受講者目標数を書いておられたのですが、そもそも受講者というのは、公共職業安定所長が必要と認める者しか受けられないことになっており、事業者が幾ら努力してもなかなか受講者数をふやすことが難しいということがわかったので、この点についてはサービスの質に設定しないこととしました。

また、4番の「通訳について」ですが、定住外国人の言語がたくさんあるにもかかわらず、通訳全般について準備するようにと要求いたしますと、新規事業者にとってはかなり厳しいハードルになるのではないかとことから、この点を明確にしてほしいというようお願いをいたしました。

そこで、対応としては、過去の実績を非常に明確に開示していただくことにし、かつ、技術審査の点数についても、これまでは5点とゼロ点の2段階しかなかったところ、ゼロ点、3点、5点の3段階評価にさせていただきました。

その他いろいろ細かい実施要項の修正はお願いしたのですが、こちらは全国一括実施になっておりまして、なかなか対面で実施するのは難しい場合もあるのではないかと考えまして、委員会のほうでは、例えばeラーニングのような方法は検討できないかと厚生労働省さんのほうには御提案をしてみました。これについては、ことしのアンケートの中に受

講者からeラーニングについての希望の有無を追加して、今後の実施に向けた検討材料としていただくことになりました。

以上が「外国人就労・定着支援研修事業」の審議の結果でございます。

いずれも初めての民間競争入札となりますので、今回やってみて、次回また改善すべき点を見つけていきたいと考えております。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5条の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思えます。

続きまして、事業の評価（案）について御審議をいただきたいと思えます。

事業の評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして内閣府が案を作成して、入札監理小委員会で審議をしていただきました。

それでは、まず「農林水産省行政情報システムの運用管理業務」の評価（案）について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○金子参事官 それでは、評価（案）は1件でございますけれども、事務局より説明をさせていただきます。

まず、評価（案）に入ります前に、資料10-3という形で契約変更について説明があったということなので、まずそちらから説明をさせていただければと思います。

契約変更の経緯としては、1のところがございますように、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」という、いわゆるIT戦略が定められたわけでございますけれども、それに基づいて、この業務、我々職員が使う情報システムでございますが、それについても最適化、効率化を図っていくということが定められております。この戦略に基づいて、対象となっております農水省さんのシステムについても、従来、本省のシステムと地方支分部局のLANシステム、別々に構築されておったものを、スケジュールを前倒しして効率化を図っていききたい、統合していききたいという説明がございました。

ついでには、現行の契約は平成28年3月31日までということになっておりますけれども、統合のスケジュールが3カ月前倒しになることを踏まえまして、平成27年12月末までの期間と3カ月短縮した契約に変更する予定であるということがまず御説明ございました。

これは監理委員会として特に問題視するようなものではないかとは思っておりますけれども、一応契約変更については監理委員会に諮った上で行っていただくというのがルールでございますので、あわせて御確認をいただければと思います。

これに基づいて、評価についても当初のスケジュールより前倒しで今回行うこととなったわけでございますけれども、その評価の内容については、概要を資料10-1という形で1枚にまとめてございます。時間の関係もございますので、これに基づいて概要だけ御説

明をしたいと思います。

事業の期間としては、短縮前の期間としては平成25年4月から3カ年ということでございましたけれども、今回、評価の実績については、ことし26年9月までの1年半の実績に基づいて評価書を作成してございます。

評価の内容でございますが、まず「2. 実施状況に関する評価」、質に関するものでございます。

この事業については、質の目標として、ヘルプデスクの利用者満足度、これはアンケートによって満足度を図るというものでございますけれども、一定のスコアをクリアしていただくこと。あるいはシステムの可用性、いわゆる稼働率について目標をクリアしていただく。トラブルがあったときの復旧時間についても目標を定めている、そういったことで幾つか目標を定めてございますけれども、こういった目標についてはいずれも達成をしたという説明を受けております。

加えまして、民間からの提案による創意工夫についても、例えば電子掲示板を使って業務関係者の間で情報共有を円滑に行えるようにしたり、あるいは人事異動期、ヘルプデスク等への問い合わせが多くなる時期でありますけれども、利用者操作マニュアルを参照しやすい形で改めていただくことで、そういった問い合わせを減らすような工夫もしていただいたということで、こういったことを踏まえて、質については良好な状況にあったと評価できるのだろうと考えております。

3. は経費の削減等に関する評価でございます。これにつきましては、真ん中のほうにございますように、従来の市場化テスト実施前と比較しまして16.7%の経費の増加が見られたということでございます。ただ、これについても要因の分析がちゃんとなされておりました、具体的には、セキュリティの対策を強化するための人員の増員を行ったということでございまして、従来6名で行っていた業務を7名で行うといったことを行っているということなので、この16.7%というのは、そういった業務増に見合った経費の増加と評価できるのだろうと考えております。

こういった実施状況を踏まえて、今後の事業についてということでございますけれども、実施状況としては良好な状況にあったわけでございますが、1者応札となっております、加えて、先ほど契約変更の背景として申し上げたLANシステムの統合といった業務内容の変更も予定されているということでございますので、次回についても引き続き民間競争入札を継続していただいて、その際には1者応札を改善すべく、競争性の改善策を講じていただくということもあわせて求めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは、実施経費はふえているけれども、その理由がはっきりしているのということ

で評価をしているということですね。

○金子参事官 はい。

○樫谷委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、事業の評価（案）につきまして、異存はないということにしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりましたので、傍聴者の方は御退席をお願ひしたいと思ひます。

（傍聴者退席）